

入札・契約制度の改正について

平成27年4月1日から

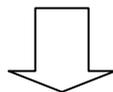
インフラ等の品質確保とその担い手確保を実現することを目的に「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」及び「建設業法」が改正されたことに伴い、瀬戸市においても下記のとおり入札・契約制度等の改正を行いますので、お知らせします。

1 工事費内訳書提出の金額要件を廃止します。

・ <<改正前>>

予定価格が500万円を超える建設工事・コンサル等委託業務につき、工事費内訳書の提出を求めています。

予定価格	工事費内訳書の提出
500万円を超えるもの	すべての入札
500万円を超えないもの	市長が指定した入札



・ <<改正後>>

工事については、予定価格の金額にかかわらず**全ての工事**に内訳書の提出を求めることとします。

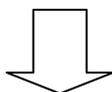
コンサル等業務委託については、従前どおり予定価格が500万円を超えるものについてのみ内訳書の提出を求めることとします。

予定価格	工事費内訳書の提出	
	建設工事	コンサル等の業務委託
500万円を超えるもの	すべての入札	すべての入札
500万円を超えないもの		市長が指定した入札

2 最低制限価格の対象を一般競争だけでなく、指名競争入札の工事にも拡大します。

・ <<改正前>>

予定価格が1,000万円以上の一般競争入札に付す工事



・ <<改正後>>

予定価格が1,000万円以上の工事

3 社会保険等未加入事業者（適用除外となる方は除きます。）と工事請負契約ができなくなります。

公平で健全な競争環境を構築する観点から、平成27年度以降は社会保険等未加入事業者（適用除外となる方は除きます。）との工事請負契約は行うことができません。このため、瀬戸市発注工事の入札参加資格要件として下記の内容を追加します。

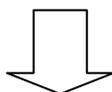
◎以下に定める届出の義務を履行していない建設業者（当該届出義務がない者を除く。）でないこと。

- ・ 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務
- ・ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
- ・ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務

4 施工体制台帳提出義務の金額要件を廃止します。

・ <<改正前>>

工事下請負契約金額が3,000万円（建築は4,500万円）以上の場合に施工体制台帳の提出を求めておりました。



・ <<改正後>>

改正法に基づき、工事下請負契約金額にかかわらず、施工体制台帳の提出を求めることとします。

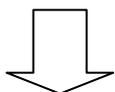
5 総合評価落札方式競争入札の本施行を実施します。

これまで総合評価落札方式の競争入札を試行として行ってまいりましたが、発注体制が整ったため、本施行を行います。

6 工事等成績評定結果の公表を行います。

・《改正前》

工事等の成績評定結果は事業者に対して通知のみ行っておりました。



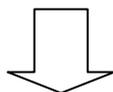
・《改正後》

工事等の成績評定結果は事業者に対して通知し、さらに公表を行います。

7 デジタル写真管理試行基準の本施行

・《改正前》

工事写真を電子媒体で提出する場合、請負金額2千万円以上の工事を対象に試行を行ってきました。



・《改正後》

本施行を行います。本施行を行うにあたり、対象を請負金額5百万円以上の工事とし、提出電子記録媒体としてDVD-Rで提出することも可とします。